

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(日本標準規格B5)

果樹試験場(平塚市、清水市、口之津町)
 (野菜試験場)(津市、久留米市)
 果樹試験場(長殿)
 (野菜試験場)(長殿)

本籍地
 現住所

(ふりがな) 氏名
 年 月 日生

果樹試験場 (平塚市、清水市、口之津町)
 (野菜試験場)(津市、久留米市)

において行なわれる長期研修を受研したいので
 学業成績証明書及び健康診断書を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

写真ちようぶ箇所

別記様式第三号中(平塚市・清水市・久留米市)を「(平塚市・清水市・口之津町)」に、「園芸試験場長 氏名(園)」を「(果樹試験場場長 氏名(園))」に改める。

○農林省告示第二千四百五十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正する。

○農林省告示第二千四百五十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和四十四年十一月二十日農林省告示第七百八十九号(植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾産ポスカンの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。

一 中「うち中華民國」を削り、「植物防疫機関」の下に「(以下「植物防疫機関」という。)」を加える。

三の(一)及び五の(中)「中華民國」を削る。

○通商産業省告示第六百九十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三條の規定に基づき、北海道知事、青森県知事、茨城県知事、千葉県知事、新潟県知事、静岡県知事、愛知県知事、滋賀県知事、奈良県知事、大阪府知事、兵庫県知事、岡山県知事および大分県知事は、別表第一に掲げる者を指定製造事業者として指定したので、同法第八十八條第一号の規定に基づき告示する。

また、別表第二に掲げる者は、指定の効力を失なつたので、同法第八十八條第二号の規定に基づき告示する。

昭和四十七年十二月二十三日
 通商産業大臣 中曾根康弘

別表第一

指定番号	氏名または名称	所在地
北海道第六十七号	第一石油ガス株式会社函館営業所	北海道亀田市昭和町三四二番地
〃 第六十八号	岩谷産業株式会社滝川工場	北海道滝川市泉町一九四の三二
〃 第六十九号	品川燃料株式会社琴似出張所	北海道札幌市西区琴似町八軒四五四の五
〃 第七十号	株式会社畜産商店	北海道虹田郡京極町五〇三番地
〃 第七十一号	株式会社道東アポロ興発北見LPG充塲所	北海道北見市東相の内町三一一番地
〃 第七十二号	株式会社道東アポロ興発紋別LPG充塲所	北海道紋別市清濱町三丁目一一番地
〃 第四十五号	青森日石商業協同組合	青森県青森市大字三内字丸山一二七番二号
〃 第四十六号	有限会社須藤善プロパン	青森県黒石市大字迫子の木字川合一二五番地
〃 第六十八号	住商液化ガス株式会社鹿島営業所	茨城県鹿島郡鹿島町大字泉川字北本山一四八一番地
〃 第六十九号	関商事株式会社北茨城配送センター	茨城県北茨城市関南町神岡上字東側四八八番地
〃 第七十号	株式会社小野里商店丘里営業所	茨城県茨城郡藤和町丘里一一番地
〃 第七十一号	太平洋株式会社高萩LPGガスサービスセンター	茨城県高萩市安良川字岩本八九一一
〃 第七十二号	帝國物産商事株式会社土浦LPG充塲所	茨城県新治郡新治村下坂田字前山一七五八一二
〃 第七十三号	高萩商事株式会社水戸LPG充塲所	茨城県水戸市平須町字尾坂塚一八一六番地
〃 第九十四号	品川燃料株式会社千葉支店北総営業所	千葉県香取郡大栄町字南側一三三三番地
〃 第九十九号	株式会社ミツウロコ新潟支店	新潟県新潟市山下字下屋敷一五〇〇の一
〃 第一百零三号	湖西ガス合資会社	静岡県浜名郡新居町中之郷二二九九の二
〃 第一百四号	伊藤忠燃料株式会社富士充てん所	静岡県富士市今井字田中三五〇の一
〃 第一百五号	日本ガス興業株式会社大井充てん所	静岡県藤原郡金谷町金谷河原七六三の三
〃 第一百六号	鈴与株式会社清水充てん所	静岡県清水市横砂三二五二番地
〃 第一百百三十三号	近藤商会三好ガスセンター	愛知県西加茂郡三好町大字三好上砂後一三番の四一六番の五
〃 第二十一号	中島商事株式会社	滋賀県神崎郡五個荘町宮荘
〃 第二十三号	有限会社田辺プロパン商会	滋賀県神崎郡能登川町伊庭
〃 第三十五号	オケタ石油株式会社吉野充塲所	奈良県吉野郡大淀町大字楡垣本
〃 第六十七号	丸善石油株式会社堺LP充塲センター	大阪府堺市築港新町三丁一四
〃 第九十号	三木産業株式会社加西充てん工場	兵庫県加西市鎮岩田町字古鎮岩三〇一番地